

令和4年(ワ)第31814号 懲罰取消等請求事件

原告 八木橋 健太郎

被告 国

2024年01月13日

原告 八木橋 健太郎 

東京地方裁判所民事第3部A1イc係 御中

準備書面(04)

原告は、本書面において、被告に対する求釈明を行う。なお、略語等は、従前の例による。

第1 求釈明

被告は、2022年3月14日における原告について「ひげを剃らずに伸ばし、不衛生な状態であった」(答弁書第4の3(1)ソ(ア)30頁3及び4行目)、「ひげを「おおむね10ミリメートル」程度に伸ばした状態は、外観上も明らかにひげを伸ばした状態である上、実際にも原告は週2回以上ひげそりをしていたものではなく、上記のとおり、受刑者に対しては1週間に2回以上の頻度でひげそりをするのが義務付けられていることに照らすと、上記状態の原告に対してひげそりを実

そうすると、被告のいう「伸ばし」「不衛生」「外観上も明らかに」などの原告の状態を表現する文言が、施設職員らの主観に基づいた単なる意見でしかないのは明らかであるところ、その抽象的な表現では、本件有形力行使及び本件懲罰の法的根拠の要件について、原告の状態がどのような点で充たしたか判然としないことから、原告の反論においても主観に基づいた抽象的な意見にとどまることとなり、論理や具体的事実に基づいた適切な主張ができない。これは、2023年07月18日付請求併合申立書第2の1(1)02頁10から17行目において述べたように、職員間においても、その状態の評価に大きな差が生じていることが裏書きしている。

よって、2022年3月14日時点における原告の状態について、例えば「原告が、最高速度を時速60キロメートルとする道路を、時速80キロメートルで200メートルにわたり走行した行為は、定められた最高速度を時速20キロメートル超過していることから、道路交通法22条1項の規定に違反する」などのように、どのような点がどの程度どのような法令に違反しているのかを、条文及び当該数値等を具体的に示したうえで明らかにされたい。

また「ひげを切りそらえた状態」とは、具体的に何ミリメートル以内の状態を指すのか、同様に当該数値を示したうえで明らかにされたい。

以上

附属書類

1 準備書面(04)副本

01通